

各局専決工事随意契約案件等の 調査結果について

平成21年7月

不適正契約等調査部会

はじめに

平成 21 年 3 月 11 日、水道局の職員が給水装置整備工事にかかる業者選定に関係して、収賄容疑で逮捕され、その後、起訴された。この事案に関して、3 月 30 日には、公正職務審査委員会から契約手法自体の見直しの勧告が出され、水道局として、検討作業を進めているところである。

一方、環境局における工事契約に関して、2 月 10 日に公正職務審査委員会から公益通報に基づく勧告が出されていたが、その勧告に関して、さらなる調査を行ったところ、新たな事実が判明したとのことにより 3 月 30 日に再勧告が出された。

その中では、2 月の勧告に対する環境局の調査が不十分であったこと、架空の工事契約などきわめて悪質な事案が判明するなど環境局自体の組織の問題に起因すると思われるような事態が明らかになったことから厳しい再調査の指示が出され、現在、作業を進めている。

これらの事案は、市政に対する信頼を大きく損ねるものであり、市民の皆様からお詫び申し上げる次第である。この問題は、公金を扱う公務員としての市の職員の倫理意識やモラルの欠如やそれらすべてをチェックできなかった市の組織の問題でもあると深く反省するものである。

この事態を受け、その他の部局における実態を早急に確認する必要があると判断し、「大阪市入札契約制度改善検討委員会」のもとに「不適正契約等調査部会」を設け、本市入札・契約事務の総括を担当する契約管財局を中心に外部委員を交えて全庁調査を行うこととした。

4 月 28 日の第 1 回部会開催以降、「各所属における各局専決工事随意契約案件等の調査」を依頼し、各所属における調査報告をもとに部会としても調査を行い、このたび、その集計結果をとりまとめたものである。

1. 調査の概要

(1) 調査対象所属

支出科目に関わらず、平成 19,20 年度に随意契約で工事請負契約等を行った実績のある所属

局部室	26	区役所	24	計 50 所属
-----	----	-----	----	---------

(2) 調査事項

① 調査シート 1

平成 19, 20 年度における随意契約による工事請負契約等の一覧

② 調査シート 2

単価契約の有無、局独自の業者選定基準の有無

③調査シート3

業者からの取次ぎやあっせんの依頼の有無等

④調査シート4

調査シート1と3を集約した結果、外形上不自然に見えるものについて、所属調査検証結果の報告

※ 上記の例

- ・ 調査シート1で複数の案件で「施工場所又は施設名称」と「契約業者名」が同一であり、かつ1案件以上で「随意契約の方法」が「特名随意契約」であるもの
- ・ 調査シート1で、同一部署で発注した案件が同一種目で同一業者と複数の契約をしているもの

(3) 調査の進め方

①各所属における調査について

- ・ 各所属において、内部統制体制を元に調査体制(チーム)を構築
- ・ 局調査チームにおいて以下の調査を実施し、部会に各調査シートを提出
 - 工事の設計、契約発注など関係する担当職員への聞き取り調査
 - 関係書類(契約書、設計書、仕様書、見積書等)の確認
 - 施工現場の確認

(参考) 局調査チームによる聞き取り調査人数	676人
現場確認	698箇所

②部会における調査について

- ・ 契約管財局契約部内で調査チームを構築
- ・ 調査シート1、4に関して
 - 各局から提出された調査シート4の記載内容を確認し、不明な点があれば再調査を依頼
 - 調査シート1に記載されている各所属で行った契約について、契約日、施工場所、工事概要、金額、業者、随意契約理由などを客観的にみて、不自然でないかどうかをチェック。
内容に不明な点がある場合、局調査チームにさらに詳しく点検(現場確認、業者確認等)のうえ調査シート4の追加提出を依頼
 - 内容の確認が必要な部局にヒアリング調査
 - 不適正な契約が判明した部局に部会としての再ヒアリング
- ・ 調査シート2に関して
 - 単価契約による業者選定、各所属の独自基準の有無についてチェック
- ・ 調査シート3に関して
 - 業者からの働きかけ、あっせん依頼等があった場合における所属担当における対応に関して、報告された事案の内容について問題がなかったかどうかの評価

2. 調査の結果

- 調査対象となる随意契約件数 12,394 件 【別紙資料 1 参照】
 平成 19 年度 6,426 件
 平成 20 年度 5,968 件

- (1) 不適正な契約であると判明したもの 【別紙資料 2 参照】

51 事案 191 件

- 意図的な分割発注・分割契約 46 事案
 (環境局・港湾局・水道局・病院局)
 実態のない契約(他工事の代金への充当) 5 事案 (環境局・港湾局)

意図的な分割発注・分割契約	(1) 契約管財局への契約請求等の回避	12 事案	60 件
	(2) 各所属の入札回避	16 事案	44 件
	(3) 各所属の比較見積回避	8 事案	23 件
	(4) 工事施工後の分割契約	10 事案	37 件
実態のない契約(他工事の代金への充当)		5 事案	27 件

- 上記以外で契約手続き等に不適切な点が見受けられるもの
 (こども青少年局・環境局・水道局・病院局)

(1) 規則等の解釈誤り	9 事案	9 件
(2) 事務処理等の誤り	15 事案	28 件
(3) 業者選定方法の誤り	3 事案	4 件
計	27 事案	41 件

- (2) 単価契約の有無、局独自の業者選定基準の有無 【別添資料 3 参照】

基準は、法令、規則等に則り適正なものであった。

単価契約実績のある所属	2 所属	都市整備局、水道局
比較見積の際の独自基準を有する所属	6 所属	健康福祉局・こども青少年局・ゆとりとみどり振興局・都市整備局・港湾局・教育委員会事務局

- (3) 請負業者からの取次ぎやあっせん依頼等の有無 【別添資料 4 参照】

- ・ 回答 48 件 (5 所属：都市整備局、建設局、港湾局、交通局、水道局)
- ・ 業者からの要請に対して、特に不正な対応はなかった。

3. 発生要因と背景

- 総括的にみて、不適正な契約が行われた背景として、次のようなことがあげられる。
 - ① 職員のコンプライアンス意識の欠如、知識の不足
 - ・ 不適正であるという認識をもちつつ、もしくはそういった認識を持たずに事務に要する時間と手間の省略を図った。
 - ・ 種々の規定に対して、十分な理解と知識を有していなかった。
 - ② 職場風土の問題
 - ・ 職場の雰囲気として、随意契約の仕方についておかしいという疑問を持つという意識が働かなかった、働いたとしても改善を図るだけの時間的余裕もなく、現場対応を急ぐあまり、やむなく不適正な手続をせざるを得なかった。
 - ③ 業務遂行上でのチェック体制の不備
 - ・ たとえば担当者が起案したものを検査も同じ職員が行うなど、検査体制が機能していなかった。
 - ・ 事務事業の遂行を優先するために、結果として手続きが簡素化され、十分なチェックがされていなかった。

4. 再発防止に向けた取り組み（方向性）

- ① 意識・風土改革の取り組み
 - ・ 職員の意識改革
 - コンプライアンス意識の向上のための研修の充実など
 - ・ 職員の知識向上
 - 契約制度にかかる実務研修の実施充実
 - ・ 職場の風土改革
 - 人事交流の活性化
- ② 業務遂行体制の改善、組織の充実
 - ・ 履行確認、検査の厳格化
 - ダブルチェックの徹底
 - ・ 業者選定にかかる透明性の確保
 - 選定にかかる審査体制の構築、契約に対するチェック機能の強化
- ③ 規定等の整備
 - ・ 取扱基準、要領の明文化
 - ガイドラインの設定など
 - ・ 周知徹底のための取り組み
 - 特定業者の元請業者への下請あっせん及び紹介の禁止(H21.3.26 通知)

5. 今後の進め方

- 不適正と判断した案件に対しては、さらなる分析を進め、今後このようなことが起こらないようにするための具体的な方策の検討に努める。
 - なお、たとえ法的に問題のない契約であっても、市民から疑惑や誤解を招くことのないよう、公正な契約事務に努めなければならない。従って、不適正な契約として判明したもの以外についても、引き続き改善に取り組む必要がある。
 - 今後、外部の有識者のご意見もいただきながら、当該行為にかかる関係者の責任など具体的な対応について方向性を示せるよう検討する。
- ※ 環境局、水道局の公正職務審査委員会への報告内容については、改めて部会として聴取のうえ、最終報告に反映させるものとする。